

奈良県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 大和高田桜井線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
5 0	橿原市中曾司町 三三一番四先か ら 磯城郡田原本町 大字満田二四番 五先まで	前	四・四 ） 一四・七	一三〇〇・〇	
	後		一三・九 ） 二四・四	二四五〇・〇	うち、一般 国道二四号 に一六〇〇 m重用 一般県道中 和幹線に八 五〇m重用